【未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の改正】

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下のとおり改正されます。

① ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身の方で、前年の合計所得が 500 万円（給与年収 678 万円）以下である方について、「ひとり親控除」が適用されます。

② 寡婦控除の見直し

ひとり親に該当しない寡婦の方については、引き続き「寡婦控除」を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦の方については所得制限（前年の合計所得が 500 万円以下）が設けられます。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方については対象外となります。

【改正前後の所得控除の額（万円）】

住民税　改正前

本人が女性

配偶関係			死別		離別	
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子	30	26	30	26
		子以外	26	26	26	26
	無		26	－	－	－

本人が男性

配偶関係			死別		離別	
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子	26	－	26	－
		子以外	－	－	－	－
	無		－	－	－	－

住民税　改正後（令和３年度～）

本人が女性

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
扶養親族	有	子	30	－	30	－	30
		子以外	26	－	26	－	－
	無		26	－	－	－	－

本人が男性

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
扶養親族	有	子	30	－	30	－	30
		子以外	－	－	－	－	－
	無		－	－	－	－	－

所得税　改正前

本人が女性

配偶関係			死別		離別	
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子	35	27	35	27
		子以外	27	27	27	27
	無		27	－	－	－

本人が男性

配偶関係			死別		離別	
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子	27	－	27	－
		子以外	－	－	－	－
	無		－	－	－	－

所得税　改正後（令和２年分～）

本人が女性

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
扶養親族	有	子	35	－	35	－	35
		子以外	27	－	27	－	－
	無		27	－	－	－	－

本人が男性

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
扶養親族	有	子	35	－	35	－	35
		子以外	－	－	－	－	－
	無		－	－	－	－	－